



飼い主さんが亡くなり、「わんにゃお信託®」により里親のところへ行ったマンチカンのななちゃん

新しい里親さんのもとへ。最初の里親さん宅になじめず、一度PLNで引き取りましたが、その後新しい里親さん宅へ行きました。みいちゃんは2018年に16歳で亡くなるまでの間、何度か最初の

飼い主さんと面会も果たせました。現在「わんにゃお信託®」を締結しているのは4名です。ペットのフードやワクチン代など、毎年払っているものですが、生涯飼育費用となる「エ

ンジェル料金」を計算するとかなりの額になりますので、なかなかハードルが高いのかなとは思っています。でも、まずはしくみを

ほかにPLNではどんな活動を

されていますか

シニア世代の方たちに、楽しくペットと過ごしていただきたい。そういう思いで、飼い主さんたちの出会いと交流の機会をつくっています。ペット同伴のフラメンコライブや猫好きのおひとりさまオフ会など、どのイベントもなかなか盛況です。ほかにも誰もが安心してペットと暮らせるまちづくりに貢献できるような活動を続けていきたいと思っています。

会員の方にはペットといつまでも一緒に暮らし、いくための情報提供やイベント・セミナー、飼育サポートシステムなどへの優待制度もありますので、「わんにゃお信託

®」まではまだ……という方でも、ぜひ入会をご検討いただきたいと思います。一人暮らしの方に交流の場を提供していきたいです。

万に備えて  
吉本さんが準備していることはありますか

私はまさに「高齢お一人様のペット飼い」なので、外で倒れるようなことがあった場合にまず「家にペットがいる」ことを知らせる手段として、保険証と一緒にカードを持ち歩いています。カードには、「私の猫を助けて！ 現在もし私が家に帰れない状態でしたら下記に電話してください。我が家には3匹の猫が留守番をしています」との文章と、離れて住む姉の連絡先が書いてあります。

すことはできなくても、飼い主の死後、ペットの世話をしてほしい人に財産を遺す方法があります。例えば、遺言で自分の死後ペットの世話をしてほしい人に、ペットの世話を負担するかわりに遺産を遺贈する「負担付遺贈」や、飼い主と死後ペットを世話する人との間でペットの世話をする契約を結ぶ「負担付死因贈与」などです。ただし、これらの方法だと、遺産だ

けもらってペットの世話を放棄する可能性はゼロではありません。また、自分の希望通りの方法で世話をしてくれる保証もありません。なので万全の備えとは言えないのです。

「わんにゃお信託®」のしくみを教えてください

「わんにゃお信託®」では、飼い主さんが死亡したり、施設へ入るなども



『わんにゃお信託®』  
生まれるまで、生まれてから。

特定非営利活動法人 ペットライフネット  
代表 吉本 由美子



【1】  
『わんにゃお信託®』が  
生まれるまで。

PLNでは「わんにゃお信託®」のセミナーを開いている。高齢者だけでなく、一人でペットを飼っている30~40代の参加者も多いという

- しものことがあった時に、PLNで里親探し、終生見守り、葬儀・供養までを行います。
- 「わんにゃお信託®」のしくみ
- ① 飼育費用や医療費など、ペットの一生にかかる「エンジェル費用」を計算し、信託会社に預ける。
  - ② 飼い主が亡くなったり施設に入るなどして世話ができなくなった場合、PLNが里親を探します。この際に信託財産付きであることは伏せる。
  - ③ 里親が見つかったら信託財産付きであることとを告げ、引き渡す。所有権は生涯PLNにある。
  - ④ PLNは動物愛護団体、ボランティア、獣医師等の協力のもと、ペッ

トの飼育状態を定期的にチェック、終生見守る。ペットの飼育費用は、PLNが領収書確認の上、信託会社から里親に支払われる。里親宅になじまない場合には新たな里親を探す。

⑤ ペットが亡くなった場合は飼い主の希望に沿って葬儀・供養を行う。

ほかに信託会社を使わない、わんにゃお定期、わんにゃお積立、わんにゃお遺言などもあります。また、ペットを託せる人がいる方向けにはわんにゃお民事信託なども用意しています。

飼い主さんがペットを手放さざるを得なくなったケースはありますか

「わんにゃお信託®」を

結んでから飼い主さんが先に亡くなられたケースが1件あります。

九州に住んでおられた50代の男性です。ステージ4の肺がんと診断された時点でネットでこちらを探して、直接来られました。高齢のお母様と暮らしていましたが、自分なき後母一人では猫の面倒が見られないとのことでした。

ご自身の余命もわかっていらして、亡くなる直前に、「猫はこの人に引き取ってもらおうから」とお母様にお引き合わせいただき、亡くなった後、猫を引き取りました。その猫ななちゃんは今高齢の里親夫婦のもとで幸せに暮らしています。

そのほかに老人ホームへ入られた方が飼われていた猫のみいちゃんは「わんにゃお遺言」により、